

技能検定とは、国が働く人の技能を一定の水準によって検定し、技能の高さを証明する国家検定制度です。働く人の技能習得意欲を増進させ、社会的・経済的な地位の向上を図り、ひいては国の産業発展に寄与することを目的としています。

Q 技能検定とは？

A ●技能検定の試験
等級・職種別に、実技試験及び学科試験により行っております。

●等級
各職種の技能の内容に応じ、特級、1級、2級及び3級に区分して行われるものと、等級に区分しないで行われるもの(単一等級)があります。それぞれの等級区分の合格に必要な技能・知識は次のとおりです。

(1) 等級に区分しておこなわれるもの

等級	合格に必要な技能・知識	受検に必要な実務経験年数 ^(注)
特級	管理者又は監督者が通常有すべき技能・知識	1級合格後5年以上
1級	上級の技能労働者が通常有すべき技能・知識	7年以上
2級	中級の技能労働者が通常有すべき技能・知識	2年以上
3級	初級の技能労働者が通常有すべき技能・知識	0.5年以上

(2) 等級に区分しないで行われるもの

等級	試験レベル	受検に必要な実務経験年数 ^(注)
単一等級	上級の技能労働者が通常有すべき技能・知識	3年以上

(注) 受検に必要な実務経験年数は、学歴や職業訓練受講歴等に応じて短縮されます。指定試験機関の実施する職種においては受検に必要な実務経験年数が異なる場合があります。

●検定職種
平成23年4月1日現在136職種あります。3級については、平成23年度は41職種実施します。

Q 技能検定を実施しているのは？

A 技能検定は、都道府県知事が実施する職種(122職種)と、民間団体が指定試験機関として実施する職種(14職種)があります。

Q 技能検定に合格すると？

A (1) 特級・1級・単一等級は厚生労働大臣名、2級・3級は都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が、交付されます。
(2) 「技能士」と称することができます。
(例: 3級機械加工職種の技能検定に合格した者は「3級機械加工技能士」と称することができます。)

Q 受検申請書はどこで入手できるの？

A 都道府県知事の実施する職種については、各都道府県職業能力開発協会が受検申請書を配布しております。
指定試験機関の実施する職種については、指定試験機関が受検申請書を配布しております。

Q 試験の範囲は？

A 都道府県知事の実施する職種については、厚生労働省ホームページで公開しております。
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syokunou/ginou/aramashi/syokusyu.html>)
指定試験機関の実施する職種については、各指定試験機関へお問い合わせください。

Q 参考となる問題集はあるの？

A 中央職業能力開発協会、お近くの都道府県職業能力開発協会又は指定試験機関へお問い合わせください。